

県立美術館長寿命化計画
(個別施設計画)
【第1回変更】

令和2年3月(当初策定)
令和7年5月(第1回変更)
滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

施設の概要

基準日: 令和7年5月時点

基本情報						
施設名称 (愛称)	県立美術館					
HPアドレス	https://www.shigamuseum.jp/					
電話番号	077-543-2111					
所在地	大津市瀬田南大萱町1740-1					
設置目的	国内外の優れた美術作品の鑑賞を通して、県民の美術に対する理解を深め、美に対する感覚を養い、生活の中にうるおいと心の豊かさをもたらすことを目的として設置					
所管	部局	文化スポーツ部				
	課等	文化芸術振興課				
設置年月	昭和59年8月					
土地	敷地面積	18,288.8㎡	避難所指定等	—		
	市街化区域	市街化区域	防災拠点指定等	—		
	用途地域	第1種住居地域	文化財指定	—		
建物	延床面積	8,544.43㎡	再生エネルギー等	—		
	取得価額	約35億円	自家発電設備	有		
運営	運営方法	直営	バリアフリー	障害者用エレベーター	有	
	運営時間	9:30～17:00		多目的トイレ	有	
	休館日	月曜日、年末年始ほか		オストメイト対応トイレ	有	
駐車台数	330台（びわこ文化公園駐車場）		車いす使用者用駐車場	4台		
特記事項						
リニューアル整備のため平成29年4月から長期休館に入り、事務所も移転。						
喫緊の老朽化対策を中心とした改修工事を実施し、令和3年6月にリニューアルオープン。						
残る老朽化対策を行うため令和5年12月から休館し改修工事を行い、令和6年4月に再開館。						
施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
美術館本棟	鉄筋コンクリート造	S59.8	8,554.43㎡	3	新耐震	
成果情報						
	R3	R4	R5	3ヵ年平均	備考	
利用可能日数(単位:日)	183	296	213	231	H29.4月からR3.6月まで長期休館、R5.12月からR6.4月まで休館	
年間利用人数(単位:人)	56,189	86,866	71,268	71,441		
1日あたり利用人数(単位:人/日)	307	293	335	312		
年間収入(単位:円)	63,296,000	46,306,000	22,460,000	44,020,667		
1日あたり収入(単位:円/日)	210,710	119,922	105,446	145,360		
コスト情報						
	R3	R4	R5	3ヵ年平均	備考	
収入(単位:円)	63,296,000	46,306,000	22,460,000	44,020,667	H29.4月からR3.6月まで長期休館、R5.12月からR6.4月まで休館	
観覧料等収入	22,453,000	27,148,000	16,991,000	22,197,333		
物品売払収入	2,019,000	4,914,000	1,961,000	2,964,667		
諸収入	153,000	3,428,000	91,000	1,224,000		
その他(基金繰入・国補助)	38,671,000	10,816,000	3,417,000	17,634,667		
支出(単位:円)	79,855,493	94,049,142	81,762,000	85,222,212		
光熱水費	26,661,504	37,791,985	30,344,000	31,599,163		
施設管理委託料	51,457,595	54,452,432	49,303,000	51,737,676		
修繕費	1,736,394	1,804,725	2,115,000	1,885,373		
				—		
収支(単位:円)	-16,559,493	-47,743,142	-59,302,000	-41,201,545		
資産老朽化比率(※)	46%	47%	47%			

※減価償却累計額(建物)÷(有形固定資産合計(建物)+減価償却累計額(建物))

1. 策定の趣旨	
本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。	
2. 対象施設	
美術館	
滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設	
3. 計画期間	
定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。	
4. 個別施設の状態等	
(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等	
建築後約41年(令和7年5月時点)を経過し、外壁や屋根をはじめ建築の経年劣化が進行しているほか、設備についても更新済みの一部機器を除き老朽化が著しい。不特定多数の利用者があり、重要文化財をはじめ貴重で脆弱な美術作品を多数扱う施設として、安全性や防災性、快適性の向上に向けた対応に迫られている。	
(2)点検・診断の実施方針	
「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。	
また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。	
(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項	
5. 対策の優先順位の考え方	
(1)目標使用年数	
長寿命化対象施設については、ガイドラインに基づき目標使用年数を65年とする。	
(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方	
当施設は開館以来、県民共有の財産である貴重な美術作品の展示と後世への継承の役割を果たしており、今後も継続的に県内外から多くの来館者を集め滋賀の魅力を発信する拠点として、その重要性は非常に大きい。	
対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。	

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

② 安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。

③ 耐震化

- ・新耐震の建物であることから耐震化済み。

④ 施設総量の適正化

- ・今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。
- ・更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。
- ・統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

⑤ 長寿命化

- ・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点から事業の必要性や規模の縮小を基本として、適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進

- ・障害の有無や、年齢、性別等を踏まえ、誰もが利用しやすい公共施設等の実現に向けて、物理的・人的制約等の理由で代替性が乏しく、整備する必要性の高い施設から順次、エレベーター、トイレ等の改修を進める。

⑧ CO2ネットゼロの推進

- ・県庁率先行動の一環として、施設の省エネ化を推進するため、長寿命化対策の観点では、空調設備の熱源機器や冷却塔をはじめとした機器の高効率化を図る。
- ・施設の更新（建替）においては、計画の構想段階から、効率的・効果的な高断熱化、機器の高効率化、再エネ手法の導入を図る。

⑨ 県産材（木材）利用の推進

- ・「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、木造化および木質化を図る。

7. 対策費用

(1)長寿命化対策

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
美術館本棟				180.6	44.8		11.9		72		309.3
合計	0	0	0	180.6	44.8	0	11.9	0	72	0	309.3

主な対策

美術館本棟の対策の詳細については、「県立美術館長期保全計画」において記載。

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
美術館本棟	1114.5				167.8						1282.3
合計	1114.5	0	0	0	167.8	0	0	0	0	0	1282.3

主な対策

- ・展示室内装改修工事、ハロン消火設備工事等
- ・エレベーター改修工事、空調設備改修工事

(3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
美術館本棟		5									5
合計	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5

主な対策

- ・トイレ改修(ユニバーサルデザイン対応)
- ・ファミリートイレ、授乳室の設置

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容
R7.5	表紙、施設概要、成果情報、コスト情報、個別施設の状態等、対策費用の更新